

令和４年度第３回岡山県環境審議会水質部会 議事概要

(開催要領)

- 1 開催日時：令和５年１月２４日（火）１４：００～１５：３０
- 2 場 所：ピュアリティまきび ３階 吉備
- 3 出席者：
 - 委員（五十音順、敬称略）
沖陽子、小松満、小山洋子、杉山裕子／計４名
 - 事務局（県）
環境管理課長、事務局職員／計６名

議 題	瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更について
会議資料	別添資料のとおり
議事概要	【議題】瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更について （資料に基づき事務局から説明）
一委員意見等一 委員	審議の結果、原案が適当であると認められた。 22ページに「特定の海域ごとに栄養塩類の管理を進める」とあるが、この「特定の海域」は具体的に設定されているのか。
事務局	設定されておらず、今後、判断していくこととなる。本県海域では、ノリ養殖漁場等で栄養塩類の減少による問題が生じている一方、引き続き汚濁負荷の低減に努めるべき海域もある。海域ごとの実情に応じた取組が必要であり、関係者等から御意見をいただきながら進めていく必要がある。
委員	近隣県との連携はどうなっているのか。
事務局	瀬戸内海環境保全知事・市長会議や（公財）瀬戸内海環境保全協会等を通じての情報交換は行っており、今後の連携の仕方についても検討していく必要があると考えている。
委員	海洋プラスチックごみなどは、岡山県のみの問題ではないため、連携を進めていただきたい。
委員	栄養塩類の管理に関して、13ページに示された公共用水域の類型指定の海域区分に則って行うべきと考えるがどうか。

事務局	御指摘のとおり、類型指定の海域区分は1つの基準になると考える。一方で、同一海域内でも利用実態が異なるなど、検討の余地があると考ええる。
委員	12ページの図2について、令和2年度及び3年度に全燐の達成率が減少しているが、原因は何か。類型の変更があったのか。
事務局	類型の変更はない。令和2年度は岡山県のみではなく、近県においても達成率が減少しており、瀬戸内海全体で全燐濃度が高い状況であった。原因については不明である。
委員	窒素について、環境基準の達成率は良好であり、負荷量をこれ以上減らす必要はないと思われるが、下限値の設定はあるのか。 21ページに記載されている「きれいで豊かな海」の「豊か」について、関連する指標がクロロフィルaしかないように思われるが、他に指標はあるか。
事務局	現段階では下限値の設定の予定はない。 「きれいで豊かな海」とは、水質が良好で生物の生産性及び多様性が確保されていることであり、生物の生産性及び多様性については34ページ表1中の「1経営体あたりの生産額」や35ページ表2中の「藻場・干潟面積」も指標になると考えている。
委員	海洋プラスチックごみを含む漂着ごみ等について、県は啓発活動や他団体を支援していくことが主たる役割と考えてよいか。
事務局	御指摘のとおり、県北など内陸地域を含む発生抑制の推進に努めてまいりたい。また、市町村と連携し、民間団体等が進める回収活動を促進してまいりたい。
委員	内陸地域の人々の意識はまだ低いと思われるため、意識を変えていくことが重要になると思われる。
委員	19ページに、平成25年度時点で、県内の海域に約200tの回収可能なごみが堆積していると推計されているとあるが、どのような対策を講じてきたのか。
事務局	海底ごみについては、沿岸市等と協力し、海底ごみステーションの設置等、漁業者が操業中に回収した海底ごみの処理体制の構築などを講じてきている。

委員	景観をよくする上で、藻場・干潟の再生が重要になっていくのか。
事務局	藻場は、沿岸開発や水質汚濁の影響により一時大きく減少したが、再生活動、透明度の上昇等の効果により、少しずつ回復している。一方、干潟の減少原因は、主に埋立や干拓等沿岸開発による陸地化であり、その再生は土木的手法に限られ、多額の費用を要することから、残された干潟の保全に努めてまいりたい。
委員	事務局の説明のとおり、干潟の面積を増やすことは難しいと考える。一方、藻場は小学校の環境学習に取り入れられるなど今後増える余地はあると考えられる。藻場・干潟に限らず浅瀬、浅海の保全・維持が重要である。 海底耕うん実施面積は今後増える予定はあるか。
事務局	関係部局で、実施面積の拡大を検討していると聞いている。
委員	全国的に成功例が少なく、立地条件が成功に大きく関係しているようであるため、解析を進めていただきたい。 また、下水処理場の管理運転については兵庫県が先進的に取り組んでいる。岡山県でも導入できるのかなど情報を収集し、県民に発信していただきたい。
議 題	令和５年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
会議資料	別添資料のとおり
議事概要	【議題】 令和５年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (資料に基づき事務局から説明)
—委員意見等—	審議の結果、原案が適当であると認められた。
委員	令和３年度地下水の水質測定結果において、環境基準を超過した２地点はいずれも人為的な汚染でないとのことであるが、どのようにして判断したのか。
事務局	岡山市御津草生においては、周辺に農地が広がっており、施肥に由来するものであると岡山市が判断しており、倉敷市船穂町柳井原においては、周辺地質由来であると倉敷市が判断している。